

時間外使用願についての諸注意

時間外（23時-翌8時30分）におけるアイソトープ総合研究施設（RI施設）の使用を申請する用紙です。当施設の使用が23時を超える可能性がある時には必ず提出してください。

【申請】

- ① 土曜日、翌日が祝祭日および休館日の時は申請できません。
- ② 使用日の初日 15時までに 1F 事務管理室に提出して下さい。
- ③ 1人1週間毎に1枚の申請書の提出が必要です。
- ④ 使用日の1週間前から申請を受け付けます。申請日が翌週にわたる場合は、2枚提出して下さい。

【利用上の注意】

- ① 時間外使用願を提出していない実験者は、いかなる理由があろうとも、23時までに退館してください。
なお、23時を過ぎると、時間外使用願を提出していない実験者は施設から出られなくなりますのでご注意ください。
- ② 申請者のみがRI施設を時間外利用できます。IDカード貸し借りは固く禁じます。
- ③ 時間外使用日の追加以外の変更の場合、申請変更や申請取消等の手続きは不要です。